

農協系統からの提出資料

資料 5 - 1	独占禁止法の適用除外についての J A グループの考え方	・・・	1
資料 5 - 2	第22回 J A 全国大会決議重点事項についての行動計画の 進捗状況のポイント	・・・・・・・・・・・・・・・・	6

独占禁止法の適用除外についての J A グループの考え方

平成 14 年 11 月 22 日
全国農業協同組合中央会

1. 公正取引委員会説明資料について

ほとんどの協同組合の行為は競争を実質的に制限することとならず、適用除外規定がなくても独占禁止法に違反することはないが、競争が狭い地域に限定されている場合、連合会の行為も適用除外となっていることから、何らかの要因により新規参入が制限され、全国ないし広域的に組織されている場合に公正競争が阻害され、協同組合の共同事業（共同販売、生産資材の共同購買事業等）が独占禁止法との関係で問題となる。

農業分野の新規参入が制限され、農業協同組合のように農業に従事するものの加入率が極めて高く、かつ、系統利用率が高い場合には、連合会が適用除外とされていることなどから、依然として問題が残されていると考えられる。

2. J A グループの考え方

(1) J A グループ経済事業の現状について（別紙）

(2) 連合会の位置付けについて

- ・ J A グループは農業者の協同組織であり、個々の農業者の力には限界があることから共同経済事業（販売、購買）を通じて農業生産力の増進と農業者のメリットを最大化することにより組合員の経済的地位の向上をはかることを目的としている。この点については、全国的に事業展開している連合会（全農）においても同様である。

- ・ 連合会（全農）による共同販売事業は「価格の安定等と再生産を確保できる農産物価格の実現」を目的としており、共同事業を通じて農協単独では困難な流通の合理化、消費者ニーズに対応した安定供給の役割を果たしている。また、共同販売事業の大半は農業者・農協からの「委託」によるものであり、連合会（全農）は受任者または代理の役割を果たすことで農協の補完機能を果たしている。

- ・ 連合会（全農）による共同購買事業は「共同購買による有利な取引条件の確保」を目的としており、国際化や寡占化が進む生産資材市場において農協単独では困難な有効な競争単位を形成し、有利な取引条件の確保をめざしている。また、共同購買の中心である「予約」は農業者の自由意志に基づく積上げであり、連合会（全農）は受任者または代理の役割を果たすことで農協の補完機能を果たしている。

- ・ 国際化・寡占化が続く小売市場や生産資材市場において、農業者の営農生活を守るとともに、安定的に国産農産物を供給してゆくためには、全国段階の連合会を通じた共同経済事業を効率的に実施することが重要である。また、農業者・農協は連合会（全農）の補完機能を活用して事業を展開しており、連合会を含めた独禁法の適用除外は維持すべきである。

(3) 有効な生産調整の実施について

- ・ 農産物は生産に長い期間を要するだけでなく天候等に左右されるため、需給に対する弾力性に欠け、生産のわずかな増加が価格の暴落を引き起こすこととなる。また、農業生産が多数の農業者に担われていることから有効な生産制限を実施するためには多様な措置が取られている。

- ・ このため、作付制限のような生産調整のほかに生産物の出荷調整や在庫調整のような手法もとられる。これらの手法はその作物の特性や需給環境により多様なバリエーションがあり、これらの行為総てについて適用除外がなくても独禁法に抵触しないとの担保がない限り、JAグループとして有効な生産制限が実施できない。このため、組合（農協ならびに連合会）についての独禁法の適用除外は維持すべきである。なお、欧米諸国においても農業生産者団体等は独禁法の適用除外となっている。

3. 営農・経済事業の改革について

- ・ 独占禁止法の問題は営農・経済事業改革の問題として議論されているが、本質的に両者は別の次元の問題である。

- ・ 営農・経済事業の改革については前回の「研究会」で述べたとおり、JAグループとして改革のための取り組みを検討しており、次回の「研究会」以降、適時その内容について報告していきたい。

JAグループ経済事業の現状について

【営農経済事業の現状】

1. 販売事業

(1) 連合会（全農）の事業の現状

- ・ 販売事業とは農家が生産した農産物を農協が集荷し、連合会（県連・全農）に販売委託することをいう。
- ・ 米は農家が生産したものの48.7%を農協へ出荷し、農協が連合会へ販売委託する。残りは自家消費・縁故米・業者販売となる。
- ・ 青果物（野菜・果実）の半分程度は農協が集荷（集荷場・選果場等）し連合会に販売委託している。しかし、その分荷権（出荷先・数量の指図）の大半は農協が担っている。
- ・ 米も青果物も共同販売しており、この共同販売は個々の農家の出荷量をロット化することによる販売力の強化や価格精算事務の効率化のために行われている。ただし、農家個々の共同販売への加入脱退は自由である。
- ・ 米、麦、生乳等のいわゆる制度品目は根拠法（食糧法等）および行政指導にもとづき集荷・販売されている。
- ・ 全農は、農協・県連から委託された青果物・食肉を市場販売以外に自ら保有する直販施設で量販店・生協・外食産業等へ直接販売している。

(2) 共同販売事業における競争条件

ア. 新規参入

- ・ 米は農協以外の一般業者が集荷している対象農家数は133万戸であり、農協が集荷している対象農家数を上回っている。その他の果実・野菜等についても農協以外の業者による集荷販売が多く行われている。一方、個々の農協における産直や量販店・生協・外食産業等が参画した市場外流

【参考資料】

系統各段階の利用率（H12年度） %

品目	農協取扱 / 農家生産 (出荷)	県連取扱 / 農家生産 (出荷)	全農取扱 / 農家生産 (出荷)		
			合計 (A+B)	直接販売 (A)	代金決済等による取扱 (B)
*米	48.7	45.2	45.2	5.6	39.6
*麦	89.0	74.9	74.9	6.2	68.7
*生乳	58.3	42.7	28.2	20.8	7.4
野菜	58.4	42.1	14.3	5.0	9.3
果実	43.8	40.7	10.8	4.1	6.7
鶏卵	11.5	21.0	31.7	23.3	8.4
肉牛	52.3	30.4	21.4	14.3	7.1
肉豚	26.9	35.9	15.2	14.6	0.6

：上記数値は農水省および全農の基礎データにもとづき試算

：米、麦、生乳、鶏卵は数量ベース、野菜、果実、肉牛、肉豚は金額ベース

：*は制度品目

：鶏卵の一部は農家（企業畜産）から農協を経由せず県連、全農に流通している。

米穀の第1次集荷業者への農家の登録実数（13年6月）

食糧庁資料

単位：戸、%

	農家合計	農協	業者	農協の割合
農家数	2,315,000	980,000	1,335,000	42.3

通も拡大している。

イ. 公正競争

・ 産地単位に出荷され産地間競争が行われており、市場販売の「せり」等により公正な競争のもとに価格形成が行われている。

ウ. 系統利用率（見かけの高さ）

・ 市場販売する青果物は農協の補完機能として全農が代金決済機能等を行っており、全農の直販比率は低い。

2. 購買事業

(1) 連合会（全農）の事業の現状

・ 農家は農協が指導する作目別の栽培暦・防除暦や土壌診断による土作り等により必要な資材を農協に予約発注している。

・ 積上げられた予約のうち農協や県連での購買によって調達する品目を除き全農に予約を積上げるが、全農は出来るだけ多くの量をまとめるべく予約運動を展開している。予約のねらいは引取りが必要期に集中することなくメーカーの年間平均操業を確保することによる安定供給と有利条件の確保である。

・ 各品目別のシェア は右表のとおり。

・ 生産資材業界の実態

メーカーの国際化や寡占化が強まる農薬市場において需要結集による共同購買事業は有効な競争単位となっている。

メーカーによる販社の系列化がすすむ肥料・農機においては、系統・商系の二元流通を前提とした販売ルートで、卸・小売段階の競争はますます激化している。

また、近年農産物の生産調整による生産資材の需要の大幅な減少から生産資材の競争激化に拍車がかかっている。

全農品目別シェア

単位：%

品目		7年	8年	9年	10年	11年
肥料	農協	90	90	90	90	90
	県連	80	80	80	80	80
	全農	70	70	70	70	*70
農薬	農協	70	68	65	65	65
	県連	50	48	45	45	45
	全農	45	40	35	35	35
農機	農協	51	54	49	56	54
	県連	39	41	36	41	39
	全農	25	25	23	24	23

：資料は農水省生産局調べ（肥料は数量、農薬、農機は金額ベース）

* 肥料シェア について

上記シェア は普通肥料の主要17品目の生産量報告によるシェア

普通肥料と特殊肥料（肥料取締法に基づく）の生産および輸入実績と全農の同品目取扱い実績によるシェア は27%

(2) 共同購買事業における競争条件

ア. 新規参入

・ 品目ごとに農家および農協による購入先の選択は自由に行われている。
 なお、連合会の農協向け価格は不需要期値引き、大口値引き、受渡形態による価格設定等機能に応じた価格を設定している。

イ. 公正競争

・ 生産資材取扱業者は全国で 38,000 店にもおよび、農業資材店やホームセンターの新規参入や店舗の大型化が進み（H13年の店舗数は 3,548 店でH4年比で 145%）、商業者とは公正かつ自由でし烈な競争が行われている。
 ・ 農協の農家向け価格は、商系業者からの仕入条件、その地域の小売業者の価格を勘案し、農協ごとに設定している。

ウ. 系統利用率

・ 肥料のように大量輸送が伴い、かつ使用が一時期に集中する品目のシェアは高い。品目の差別性が少ないので、購入側が数量をまとめれば有利な条件を引き出せる。

農薬、特に園芸農薬のように付加価値の高い品目のシェアは低い。

農機は技術革新が早くメンテナンスが伴う差別化商品であり、そのシェアは低い。

生産資材取扱農協数と商業者数の比較（12年度）

	農協	商系	比率（%）	
			農協	商系
肥料農薬	22,000 拠点	34,000 拠点	39	61
農機	800 JA	3,900 社	17	83

【参考：生産資材の国際化・寡占化の実態】

肥料： 原料となる加里や燐は国内で産出しないため、海外に依存しているがこれらの原料を産出する山元の寡占化（世界の貿易量の太宗を占めるカナダ、ロシア加里は2社で約70%）が進展しており、国内の需要結集による原料価格交渉による価格の低位安定は不可欠である。

農薬： 農薬は大手農薬メーカーが全世界の5社で70%、10社（1社は国内メーカー）で86%を占めており、日本においても海外大手メーカーによるメーカー再編が急速にすすみ、海外大手メーカーの国内販売に占める直接販売比率は12年度19.1%から13年度38.5%と増えている。

農機： 総合農機メーカーの2社による国内シェアはトラクターで71%、コンバインは65%、田植機は62%となっている。

第 22 回 J A 全国大会決議重点事項についての行動計画の進捗状況のポイント（平成 14 年 11 月）

平成 14 年 11 月
全国農業協同組合中央会

【大会決議の内容（目標）】	【大会決議の実践状況（14年7～9月）】
<p>【JAグループの営農・経済事業の改革】</p> <p>1. 全てのJAで自給率向上・有利販売による所得向上に向けた地域農業戦略の策定【15年度までに全てのJAで実施】</p> <p>2. 営農指導強化のための生産販売企画専任者の育成【全JAに設置】 営農技術者・生産者のインターネットによる営農相談（アピネス/アグリインフォ）の確立等</p> <p>3. 大規模・法人等担い手との連携【担い手専任部署の設置：全県、8割のJA】</p> <p>4. 消費者と連携した国産農産物の販売力強化【安心システムの拡大】</p> <p>5. <消費者に信頼される経済事業の刷新></p> <p>6. 生産資材コストの低減【目標：20%】 広域集中システムの確立【全国事務集中センターの確立】</p>	<p>地域農業戦略点検活動のなかでも、とりわけ取り組みの弱い「担い手」について、チェックリストの回収・集計(37県)。 営農指導にかかる個別JAコンサル(営農版JASMICの実施)</p> <p>生産販売企画専任者養成コース(理論編)の開催。 アピネス/アグリインフォの会員拡大(会員数：2,792人、登録技術者：68人)</p> <p>21県(7月以降：+1) 8JA(4月以降：+5)で担い手専任部署設置【14年度目標：32県、10JA、60法人との取引】、県域担い手推進専任担当者の情報交換会開催(14年8月)</p> <p>安心システム(19産地19工場に拡大) 耕種版生産管理データベースの推進条件整備(トマト、米、きゅうり)の導入開始。検査員・指導員の研修(35人) 安全な農産物づくり講習会(20名参加)</p> <p>食料の安全・安心確保に向けたJAグループの取り組み方針決定 生産工程管理・記帳運動インストラクター研修会の開催(9/24-25 東京、参加者約130名) 「JA生産工程管理・記帳運動への取り組み」の作成(2,000部) 無登録農薬に関する自主点検の実施(9月)、農薬に関する法制度整備の要請</p> <p>全国事務集中センターの設置。物流情報センターの設置【戸配送システム：14年10月、物流情報センターシステム：15年4月稼働目標】 配送拠点整備【14年度末累計56拠点に向けて整備中】。県域での物流改革実践に</p>

【大会決議の内容(目標)】	【大会決議の実践状況(14年7~9月)】
<p>配送拠点の整備【300ヶ所に集約】 大口等規模・機能に応じた価格設定 低コスト資材の開発・普及拡大 以上を通じた生産資材コストの20%削減</p> <p>7. 生活関連事業・施設の赤字解消【17年度までに赤字解消】</p> <p>8. 農業経営の安定対策の確立等</p>	<p>向けた取組み(構想策定支援、講習会開催、マニュアルの作成) 輸入肥料(5品目)について10t満車の直送条件を設定 通いコンテナ受発注システムの稼働(2県17JA) 「生産資材コスト最大20%削減実行プログラム」の策定</p> <p>全国Aコープチェーン店舗の総点検の実施と対応(継続困難等321店舗について132店舗が閉鎖・業態転換済) 収支改善対象SSへの改善指導(14年度対象JAは197SS、9月末35%が収支改善)</p> <p>米政策の改革に関するJAグループの基本的考え方の集約、要請活動の展開と、具体策案の検討 15年産麦・大豆対策の討議、要請決定と特別運動の実施 JAグループBSE対策募金活動の実施 第4回日中農産物貿易協議会への参画</p>
<p>【JAグループの信用・共済事業の改革】</p> <p>1. JAバンクシステムの確立 実効性ある破綻未然防止のための自主ルール(基本方針)の策定</p> <p>一元的な情報技術(IT)投資等による一体的な事業運営</p> <p>農業融資機能の強化</p> <p>2. ペイオフ解禁までに財務状況に問題のあるJAの解消</p>	<p>前倒しで格付けした組合に対し、個別資金運用協議、経営改善計画策定等の指導実施。13年度決算を踏まえた正式なモニタリングを実施し、格付け対象組合および資産精査対象組合を決定し、資産精査および指導を実施。</p> <p>情報ネットワークJA(JA・信連・農林中金による一体的な共同実践活動を展開していく各県の中核的なJA)を77JAに拡大、情報ネットワークJAヒアリングによるペイオフ一部解禁後のJA貯金動向の早期把握</p> <p>JAにおける農業融資の活性化のためのマニュアルである「農業融資の手引」の導入を15県27JAで決定、うち9JAは実践に着手。第2回「農業融資研究会」を開催</p> <p>14年3月末において、自己資本比率4%未満のJAは解消済</p>

【大会決議の内容（目標）】	【大会決議の実践状況（14年7～9月）】
3. 統合全共連の強靱な経営基盤の確立と契約者への的確な対応	経営管理委員会制度を導入（7月26日通常総代会） 共栄火災との関係強化を含めた新たなJA共済の実施体制の検討
<p>【JAグループの経営・組織の改革】</p> <p>1. 赤字解消に向けた経営改善計画の策定・実践</p> <p>2. 経営管理委員会制度の導入促進</p> <p>3. 業務執行体制の強化</p> <p>4. 連合会の機能体制整備</p> <p>5. 中央会の経営指導機能の強化</p> <p>6. JA運営への参画の促進</p>	<p>個別JA経営改善支援のためのプロジェクトにより対応。重点県に対して県域と連携した指導の実施。</p> <p>経営管理委員会制度導入促進【導入もしくは導入決定：全農・共済連、信連37、経済連5県、厚生連12県、JA12】 経営管理委員会検討会の実施と導入の手引きの改訂</p> <p>全国連（全中、全農、全共連、農林中金）における定年制の導入 14年度より常勤役員研修を全国5ブロックで共同開催</p> <p>信連・農林中金統合の進展【7信連について実質統合を決定】 経済事業の統合実施（33県）、15年統合に向け3県と協議</p> <p>全国監査機構の設立による監査体制の強化【監査委員長（全中理事）として公認会計士が就任、監査士418名（+93名）、信連監査への公認会計士の帯同等】</p> <p>農業法人との「農業金融情報交換会」を開催（8月）。 「JA全青協組織活性化3ヵ年計画」の展開として、同進捗状況の調査の実施。</p>

【大会決議の内容（目標）】	【大会決議の実践状況（14年7～9月）】
<p>【農と共生の世紀づくり】</p> <p>1. 3つの共生運動（次世代、消費者、アジア）の実践</p> <p>2. 高齢者福祉事業の推進</p> <p>3. 新聞情報事業の抜本的見直し</p> <p>4. 食料・農業・農村の情報提供・発信機能の強化</p> <p>5. WTO 日本提案の実現に向けた運動の展開</p>	<p>都道府県「食料・農林漁業・環境フォーラム」の設立（30県） 3つの共生パンフレットの配布（約20,000部）と3つの共生運動実施状況調査結果報告書の作成（8月）</p> <p>介護事業の取組み促進【取扱高：110億円（+37億円）】。経営改善のための経営分析相談等を実施する「高齢者福祉ネットワーク」310会員</p> <p>新聞連を協同会社に改組し、地域農業情報の報道強化等の紙面改革と中央会との連携強化を実施</p> <p>テレビ・ラジオ等を通じた食料関連番組・イベントへの協力（NHK食料プロジェクト等）</p> <p>WTO モダリティ交渉について、国内における情報提供および国際会議等での意思反映と各国農業団体との連携強化</p>
<p>【大会決議の着実な実践】</p> <p>1. 全国連トップによる企画戦略会議による戦略課題検討</p> <p>2. 行動計画の進捗管理</p>	<p>農業者等の声を踏まえたJA改革を着実に実践するため農業者・JA組合長による「JA改革推進会議」を開催（8月）JA改革の進捗状況について検討。 経済事業刷新委員会のとりまとめを踏まえた「安全・安心な農産物の供給のための自主行動基準」の策定検討 次期大会議案の検討（10月）</p>